

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (6)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (6)

日本国憲法第八十八条 【 皇室財産・皇室の費用 】

すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

概要説明

皇室に関する費用の支出は、国会の議決が必要であることが規定されています。そして、憲法第8条で示しているように、皇室の財産は国有財産であると定めています。

それは、皇室に莫大な経済力が集中することによって、皇室と特定の団体や個人が結びつき、不当な支配力や利害関係を持つことを防止する趣旨で規定されています。ただし、天皇や皇族が完全に私有財産を持つことを否定するものではなく、日常生活に必要な費用などの個人的財産の私有は認められるものとされています。

「皇室の費用」については、皇室経済法第3条によって、「予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする」とされ、それぞれ詳細に規定されています。

※内廷費・・・内廷にある天皇・皇族の生活費であり、支出されたものは天皇・皇族の私財となり公金ではない。

宮廷費・・・天皇の公的活動の経費であり、宮内庁管理の公金である。

皇族費・・・皇族の品位保持などのために支出されるものであり、私財となり公金ではない。

語句説明

①皇室財産・・・天皇と皇族の所有する財産。また、皇室の用に供される国有財産。

②計 上・・・全体の計算の中に含めて数えあげること。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.